

# 平成26年第2回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成26年5月30日



平成26年第2回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年5月30日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 承認第2号 伊仙町税条例の一部を改正する条例を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 承認第3号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 承認第4号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 承認第5号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 承認第6号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 承認第7号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 承認第8号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 承認第9号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 承認第10号 平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第24号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第25号 伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第26号 伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 同意第1号 伊仙町副町長の選任について（提案理由説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 明勝良君      事務局係長 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	椛山正二君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	益一男君
選管書記長	當吉郎君	農委事務次長	勇元孝治君
教育委員長	大山惣二郎君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	西吉広君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		
総務課長補佐	仲島正敏君		
議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹）			

（終日）高橋雄三君・清水隆也君・吉田和史君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成26年第2回伊仙町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、美山 保君、永田 誠君、予備署名議員として福留達也君、前 徹志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

本臨時会は、会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

△ 日程第3 承認第1号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

△ 日程第4 承認第2号 伊仙町税条例の一部を改正する条例を改正する条例の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第3 承認第1号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、日程第4 承認第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を改正する条例の専決処分の承認の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成26年第2回伊仙町議会臨時会に提案いたしました承認第1号から承認第2号までについて、提案理由の説明をいたします。

承認第1号及び第2号は、地方税法の一部を改正する法律が国会で成立し、4月1日施行に伴い、伊仙町においても税条例の一部を改正する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（椛山正二君）

補足説明をいたします。

2案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税施行規則の改正が平成26年3月31日付で公布されたことに伴い、税条例等の一部改正が必要になったために、伊仙町税条例の一部を改正する条例を、それぞれ平成26年3月31日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものです。

主な改正の内容について、軽自動車税、法人町民税の税率、固定資産税、町民税に関する経過措置、公益法人に係る課税の特例、軽自動車の税率の特例、項目見出し符号について伊仙町税条例の一部の改正であります。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから、承認第1号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分について質疑を行います。質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

3月議会において、消費税の上がった分についての条例改正などもありましたけど、この伊仙町における軽自動車税、この条例の今、今年からの税金はいくらになっていますか。

○税務課長（椛山正二君）

今年の分に関しましては、今までどおりの税額になります。

○14番（美島盛秀君）

消費税の上がった分についてであって、今までどおり変わっていないということですか。価格は。

○税務課長（椛山正二君）

軽自動車税等に関しては、消費税は全く関係ありません。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

これから、承認第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を改正する条例の専決処分について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

#### △ 日程第5 承認第3号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第5 承認第3号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

承認第3号は、地方税法等の一部を改正する法律が国会で成立し、4月1日施行に伴い、伊仙町



においても国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求められます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（枕山正二君）

主な改正の内容についてご説明いたします。

国保税の軽減措置の拡充であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから、承認第3号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

△ 日程第6 承認第4号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認

△ 日程第7 承認第5号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認

△ 日程第8 承認第6号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認

△ 日程第9 承認第7号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専

### 決処分の承認

- △ 日程第10 承認第8号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認
- △ 日程第11 承認第9号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認
- △ 日程第12 承認第10号 平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認

#### ○議長（琉 理人君）

日程第6 承認第4号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認、日程第7 承認第5号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認、日程第8 承認第6号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認、日程第9 承認第7号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認、日程第10 承認第8号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認、日程第11 承認第9号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認、日程第12 承認第10号、平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認、以上7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

#### ○町長（大久保明君）

承認第4号から第10号までは、平成25年度の伊仙町一般会計補正予算（第8号）、伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）、伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）、伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

平成25年度一般会計補正予算書をお開けください。

まず開きまして、1ページの上のほうです。承認第4号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額52億2,190万6,000円に歳入歳出それぞれ1億5,974万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億6,216万4,000円とするものでございます。

9ページをお開きください。9ページの歳入歳出補正予算、事項別明細書でご説明をいたします。

歳入の部、1款町税、補正前の額2億7,494万円に143万8,000円を増額補正し、2億7,637万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、たばこ税の増収によるものでございます。

2款地方譲与税、補正前の額7,402万6,000円に118万8,000円を減額補正し、7,283万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、自動車重量譲与税の減額によるものでございます。

3款利子割交付金、補正前の額60万円に3万3,000円を増額補正し、63万3,000円とするものでございます。

4款配当割交付金、補正前の額10万5,000円に18万円を増額補正し、28万5,000円とするものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正前の額1,000円に対しまして、63万2,000円を増額補正し、63万3,000円とするものでございます。

6款地方消費税交付金、補正前の額4,322万1,000円に364万2,000円を増額補正し、4,686万3,000円とするものでございます。

7款自動車取得税交付金、補正前の額1,221万2,000円に104万3,000円を減額補正し、1,116万9,000円とするものでございます。

9款地方交付税、補正前の額29億6,404万5,000円に2,284万1,000円を減額補正し、29億4,120万4,000円とするものでございます。

10款交通安全対策特別交付金、補正前の額160万円に3万5,000円を増額補正し、163万5,000円とするものでございます。

11款分担金及び負担金、補正前の額6,108万4,000円に743万7,000円を減額補正し、5,364万7,000円とするものでございます。

12款使用料及び手数料、補正前の額5,039万7,000円に159万1,000円を増額補正し、5,198万8,000円とするものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額5億3,226万6,000円に785万8,000円を減額補正し、5億2,440万8,000円とするものでございます。

14款県支出金、補正前の額4億5,727万9,000円に2,274万1,000円を減額補正し、4億3,453万8,000円とするものでございます。

15款財産収入、補正前の額1,440万7,000円に12万3,000円を増額補正し、1,453万円とするものでございます。

次ページをお開きください。10ページです。

17款繰入金、補正前の額6,197万5,000円に4,104万3,000円を減額補正し、2,093万2,000円とするものでございます。

19款諸収入、補正前の額6,722万8,000円に683万5,000円を増額補正し、7,406万3,000円とするも

のでございます。

20款町債、補正前の額5億5,560万9,000円に7,010万円を減額補正し、4億8,550万9,000円とするものでございます。

以上、歳入合計、補正前の額52億2,190万6,000円に1億5,974万2,000円を減額補正し、50億6,216万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。11ページをお開きください。

1款議会費、補正前の額9,334万2,000円に84万6,000円を減額補正し、9,249万6,000円とするものでございます。

2款総務費、補正前の額7億4,286万6,000円に1,907万5,000円を減額補正し、7億2,379万1,000円とするものでございます。

3款民生費、補正前の額13億132万9,000円に6,396万円を減額補正し、12億3,736万9,000円とするものでございます。

4款衛生費、補正前の額5億3,850万8,000円に1,828万4,000円を減額補正し、5億2,022万4,000円とするものでございます。

5款農林水産業費、補正前の額7億528万3,000円に1,951万4,000円を減額補正し、6億8,576万9,000円とするものでございます。

6款商工費、補正前の額5,266万8,000円に125万4,000円を減額補正し、5,141万4,000円とするものでございます。

7款土木費、補正前の額3億5,453万9,000円に1,666万2,000円を減額補正し、3億3,787万7,000円とするものでございます。

8款消防費、補正前の額1億6,804万8,000円に99万7,000円を減額補正し、1億6,705万1,000円とするものでございます。

9款教育費、補正前の額3億7,155万4,000円に968万1,000円を減額補正し、3億6,187万3,000円とするものでございます。

10款災害復旧費、補正前の額4,583万8,000円に84万5,000円を減額補正し、4,499万3,000円とするものでございます。

11款公債費、補正前の額8億4,293万円に442万4,000円を減額補正し、8億3,850万6,000円とするものでございます。

13款予備費、補正前の額500万円に420万円を減額補正し、80万円とするものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額52億2,190万6,000円に1億5,974万2,000円を減額補正し、50億6,216万4,000円とするものでございます。

続きまして、第2表の地方債の補正について説明をします。7ページをお開きください。

第2表地方債の補正。起債の目的(1)過疎対策事業債、補正前の限度額3億1,840万円に対し、補正後の限度額を2億5,800万円とするものでございます。

起債の方法については、証書借り入れ、または証券発行、利率と償還方法に関しましては、表をお目通しいただきたいと思えます。

(2) 辺地対策事業債、補正前の限度額4,150万円に対し、補正後の限度額を3,370万円とするものでございませう。

(3) 公営住宅施設整備事業債、補正前の限度額680万円に対し、補正後の限度額を490万円とするものでございませう。

合計、補正前の限度額5億5,560万9,000円に対し、補正後の限度額を4億8,550万9,000円とするものでございませう。

続きまして、第3表、8ページをお開きいただきたく思えます。

それでは、第3表繰越明許費についてご説明をいたしませう。

地方自治法第213条1項の規定により、5款農林水産業費1項農業費、事業費、特産品製造販売プロジェクト事業費2,080万8,000円でございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、承認第5号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての補足説明をいたしませう。

既定の歳入歳出予算の総額12億2,676万6,000円に、歳入歳出それぞれ5,297万5,000円、率にしますと4.32%を減額し、歳入歳出予算の総額11億7,379万1,000円とするものでございませう。

次のページの1ページのほうをお願ひします。

歳入についてでございますけれども、国民健康保険税、これは税務課の担当ではございませうけれども、合わせて説明いたします。国民健康保険税、既定の予算から2,964万8,000円を減じ、8,926万3,000円とするものでございませう。

分担金及び負担金としまして、既定の予算から17万8,000円を減じ、112万2,000円とするものでございませう。

使用料及び手数料について、既定の予算から2万3,000円を減じ、27万7,000円とするものでございませう。手数料でございます。

4款の国庫支出金、既定の予算から2,644万3,000円を増額し、4億8,521万8,000円とするものでございませう。国民健康保険の助成費が大きな主な原因でございます。

5款の県支出金、既定の予算に2,865万6,000円を増額補正し、8,234万2,000円とするものでございませう。県の補助金の増額によるものでございませう。給付費の増額に伴うものでございませう。

6款の療養給付費交付金、既定の予算に23万2,000円を増額補正し、5,120万7,000円とするものでございませう。

7款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金でございますけれども、既定の予算から率にしますと、22.7%の減額となる3,428万6,000円を減じ、1億1,673万円とするものでございませう。

前期高齢者交付金については、2年前の実績に伴って、交付金が算定されているということでございます。2年前のほうで、大きな増額でいただいているということでもあります。

8款の共同事業交付金、既定の予算に312万3,000円を増額補正し、1億9,557万3,000円とするものでございます。

10款の他会計繰入金でございますけど、一般会計からの繰り入れということで、実績に伴って率にしますと25.3%が減となって、この分が既定の予算から4,800万減じて、1億4,733万4,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

11款の繰越金、既定の予算に26万3,000円を増額補正し、426万7,000円とするものでございます。

12の諸収入、既定の予算に44万3,000円を増加しまして、45万6,000円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額12億2,676万6,000円に5,297万5,000円を減じ、11億7,379万1,000円とするものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次のページ、歳出でございます。

総務費、既定の予算から365万6,000円を減じ、1,408万5,000円とするものでございます。

2款の保険給付費、実績によるものでございます。既定の予算から3,732万6,000円を減じ、7億1,553万4,000円とするものです。

3款の後期高齢者支援金、既定の予算から2,000円減の1億4,994万6,000円でございます。

4款の前期高齢者納付金、既定の予算から28万8,000円減じ、14万7,000円とするものでございます。

5款の老人保健拠出金、既定の予算から3,000円減じ、8,000円とするものでございます。

7款の共同事業拠出金、既定の予算から536万6,000円を減じ、1億9,638万円とするものでございます。

次のページをお開きください。

8款保険事業費、既定の予算から513万円を減じ、1,485万8,000円とするものでございます。

あとは、少額につき割愛します。歳出合計、12億2,676万6,000円、補正額5,297万5,000円を減じ、11億7,379万1,000円とするものでございます。

国保について、補足説明をいたしました。

次に、承認第6号、介護保険特別会計予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額9億6,436万6,000円に歳入歳出、率で申し上げますと1.92%、1,856万円を減額し、歳入歳出予算の総額9億4,580万6,000円とするものでございます。

次のページの歳入についてご説明いたします。

1款の保険料、既定の予算に193万8,000円を増額し、1億1,162万6,000円とするものでございます。

2款の国庫支出金、既定の予算から52万6,000円を減じ、2億9,710万円とするものでございます。

国庫補助金の増額に伴うものでございます。

3款、支払基金交付金、既定の予算から1,522万8,000円を減じ、2億6,221万7,000円とするものでございます。支払基金交付金が5.49%の減額の率でございます。

4款県支出金、既定の予算から361万7,000円を減じ、1億3,199万4,000円とするものでございます。

5款の繰入金、基金繰入金でございますけれども、既定の予算から95万2,000円を減じ、1億2,869万9,000円とするものでございます。あとは、割愛します。

歳入合計が9億6,436万6,000円に1,856万円を減額補正し、9億4,580万6,000円とする歳入でございます。

次のページ、歳出のほうです。大きな項目について申し上げます。

2款の保険給付費、実績に伴うものでございますけれども、既定の予算から1,532万4,000円を減じ、9億251万6,000円とするものでございます。大きなものについては、介護サービス等の諸費の実績に伴う減と、高額介護サービス等の実績に伴う減額の分でございます。

3款地域支援事業費、既定の予算から296万2,000円を減じ、2,321万6,000円とするものでございます。介護予防事業費の実績に伴うものでございます。

歳出合計、9億6,436万6,000円から1,856万円を減じ、9億4,580万6,000円とするものでございます。介護保険についてのご審議よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億7,142万円に歳入歳出それぞれ190万3,000円、率にしますと1.1%でございます。これを減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,951万7,000円とするものでございます。

次のページの歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料ということで、既定の予算から108万9,000円、率にしまして3.41%でございます。これを減じ、3,080万3,000円とするものでございます。

5款諸収入、既定の予算から81万4,000円を減じ、232万7,000円とするものでございます。

歳入合計が1億7,142万円から補正額190万3,000円を引いて、1億6,951万7,000円とする歳入予算でございます。これも実績に伴うものでございます。

次のページの歳出のほうをお開きください。

1款総務費、既定の予算から14万5,000円を減じ、151万8,000円とするものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、これも実績に伴うものでございまして、既定の予算から99万7,000円を減じ、1億6,515万2,000円とするものでございます。

保健事業費、これは健康保健増進事業でございまして、25年度の新規事業の中で上げたものでございます。既定の予算から31万3,000円を減じ、279万5,000円とするものでございます。

4款諸支出金、既定の予算から44万8,000円を引いて、5万2,000円とするものでございます。

歳出合計、1億7,142万から190万3,000円を減じ、1億6,951万7,000円とするものでございます。

実績に伴う専決予算でございました。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

#### ○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額を1億2,161万1,000円に、歳入歳出それぞれ883万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,277万4,000円とするものです。

1 ページをお願いいたします。

1 款使用料及び手数料の1 項使用料、補正前の額5,185万6,000円に1,150万3,000円を減額し、4,035万3,000円とするものです。

3 繰越金、補正前の額1,168万9,000円に269万4,000円を増額し、1,438万3,000円とするものです。

4 諸収入の1 項雑入、補正前の額742万1,000円に2 万8,000円を減額し、739万3,000円とするものです。

歳入合計、補正前の額1 億2,161万1,000円から883万7,000円を減額し、1 億1,277万4,000円とするものです。

5 ページをお願いいたします。

1 目の使用料の節の会員月会費の1,064万8,000円の減額については、25年の4 月より料金改定のために、会員の方々が25年の2 月に年会費を納めたためかと思えます。また、25年の2 月に年間費を納めた方については4 万5,600円、25年の4 月に納めた方は、6 万6,000円となっております。

また、都度利用については、前年度より150万ほど上がっているかと思えます。

6 ページをお願いいたします。

1 目一般管理費の節の27公課費の消費税については、当初より消費税等が上がるということで、補正をいたしましたけれども、変わらなかったために122万7,000円の減額となっております。

次の7 ページをお願いいたします。

1 目の健康増進事業費の節の7、賃金のインストラクター賃金については1 名の減によるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

#### ○水道課長（益 一男君）

それでは、承認第9 号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額2 億5,681万2,000円に、歳入歳出それぞれ2,413万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2 億3,268万円とするものでございます。

6 ページをお開きください。まず、歳入についてご説明いたします。

1 款使用料及び手数料1 目水道使用料、補正前の額4,931万2,000円に1,073万2,000円を減額補正



をし、3,858万円とするものでございます。

6款町債2目公営企業債、補正前の額5,590万円に1,340万円を減額補正をし、4,250万円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。7ページでございます。

簡易水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額3,345万1,000円に119万9,000円を減額し、3,225万2,000円とするものでございます。

次に、2項原水浄水費1目原水浄水費3,941万8,000円に517万3,000円を減額をし、3,424万5,000円とするものであります。

次ページをお開きください。

3項配水給水費1目配水給水費、補正前の額969万円に384万8,000円を減額をし、584万2,000円とするものであります。

同じく目2の基幹改良事業費、補正前の額1億3,679万円に1,353万8,000円を減額補正をし、1億2,325万2,000円とするものでございます。これは、主に西部地区給水管工事の補助金の減額による15節の工事請負費の減額でございます。

次に、2款公債費2目利子1,048万6,000円に37万4,000円を減額をし、1,011万2,000円とするものでございます。

以上で、簡易水道特別会計補正についての説明を終わります。

続きまして、承認第10号、平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

1ページをお願いいたします。次のページです。

まず、収益的収入及び支出の補正の収入のほうからご説明をいたします。合計額のみ、説明をさせていただきます。

第1款水道事業収益、既決予定額9,870万6,000円に1,222万7,000円を減額補正をし、8,647万9,000円とするものであります。

次に、支出について。

第1款水道事業費、9,870万6,000円に1,222万7,000円を減額をし、8,647万9,000円とするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入の3,019万2,000円に253万7,000円を減額し、2,765万5,000円とするものでございます。

次に、支出について。

第1款資本的支出、既決予定額3,888万3,000円に958万円を減額をし、2,930万3,000円とするものでございます。

資本的収入額が支出額に対し不足する額、支出から収入を差し引いた額ですが、164万8,000円は過年度分の損益勘定留保資金164万8,000円を補填するものといたします。

最後に、議会の議決を得なければ流用することができない経費について。

科目、職員給料費、既決予定額2,363万8,000円に189万7,000円を減額補正をし、2,174万1,000円とするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（琉 理人君）

これから、承認第4号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について質疑を行います。

#### ○3番（牧 徳久君）

12ページ、市町村のたばこ税でございますが、我々愛煙家にとっては、非常に肩身の狭い思いで、公的立場では非常に苦勞しているわけですが、今こうして財源を見てみますと、4,957万3,000円と非常に50億の予算からして、5,000万近くのたばこ税が、収入が、国から来ているわけですので、ぜひこれから広報誌に載せるなりして、「たばこは地元で買しましょう」こういったアピールも、これから必要じゃないかと思いますが、私個人的には出張に行くときには、出張の日にち分をかばんに詰めて行っているわけですが、そのようにして、町民の皆さんにも「たばこは地元で買しましょう」というアピールを、これからする必要があると思いますがどうでしょうか。

#### ○税務課長（柁山正二君）

牧議員のおっしゃるとおりであると思いますので、早速、広報紙等に載せるようにしていきたいと思えます。

#### ○3番（牧 徳久君）

このようにして、たばこが、税収が上がって、町の予算が厳しい財政ではございますので、これからどんどんこのたばこ税が増えていくように、努力していただきたいと思えます。

続きまして、17ページ。農林水産業費、県補助金のこれは実績による減だとは思いますが、青年就農給付金事業補助金485万円の減額となっておりますが、これは実績の減でしょうか。

青年がいなかったということでしょうか。その下の農地集積協力交付金事業補助金540万までお願いします。

#### ○経済課長（上木義一君）

牧議員のご質問にお答えいたします。

青年就農給付金の485万円の減額についてですけど、平成24年度から継続中ということで2名で、当初平成25年度中に3名の新規申請者を見越していましたが、農業所得申告とか決算報告周期時期、その他もろもろの形態としての位置づけなどの要件に合致する人がいなかったということで、減額となったわけでございます。

あと農地集積協力金についてですが、当初見積もりの内訳としては、平成25年度を通じて、人・農地プランの策定を各地で要望等を行ってきたわけですけど、この件に関しても該当者がいなかったということで、減額をした次第であります。

以上です。

### ○3番（牧 徳久君）

該当者がいなかったということですが、これは予算書は専決処分ですが、3月末までこれがわかっていたということですから、なるべく予算は大きい額は、目標を立てて、3月議会のほうで減額をするのにして、専決処分では何百万単位のお金を落とすということは、ちょっと予算上おかしいとは言えませんが、目標を立てた数字をふるように、これから頑張っていたきたいと思います。

他の項目についても、大きい額面が見受けられますが、これについては、計画的な予算の策定、これが欠けていると思いますので、ぜひこれからは気をつけていただきたいと思います。

次に、34ページ。15款の特産品製造販売プロジェクト事業費、工事請負費に1,810万円を専決処分で補正しているわけですが、これは、繰り越しでしている関係上と思いますが、これはオープンはいつするのか。建物は完成はしていると思いますが、実施的な、このプロジェクト事業のオープンはいつごろの予定ですか。

### ○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えいたします。

この専決処分に対しましては、設計、積算等の精査をしました結果、2カ所ほど予算計上がなされていない箇所があったということで、今回増額補正をし、繰り越しをした次第でありますけど、またいつごろオープンかということですけど、一時工事としましては、今、本体、砂糖までは作る事はできますけど、あと2期工事といたしましては、せんだって、かんかんファームの皆さんと関係者と話し合いをしました結果、2期工事分に関しては、かんかんファームのほう为建设を来年度27年度に向けて、6次産業化の事業で申請をするという話で、今の段階ではなっています。スムーズにいけば、27年後半から28年度には6次産業化の中のスイーツとか、そういったのがつくられて販売する流れとなると思います。

以上です。

### ○3番（牧 徳久君）

今のところですが、地方債が2,900万も落ちて、一般財源で4,700万も計上しているわけですので、これについても厳しい財政事情を鑑みた場合、ダムの償還等6億もあるわけですので、こういった計画性のある予算の計上をしていただきたいと思います。

これから先、また今後、この特産品プロジェクトについては、新事業が終わったわけですので、今後も町単事業で継続するのかどうか、お伺いします。

### ○経済課長（上木義一君）

先ほどお答えしましたように、かんかんファームのほうで、2期工事から外溝関係、そして、工場内の舗装と排水路、そういったもろもろかんかんファームのほうで実施するという事です。

○3番（牧 徳久君）

かんかんファームがするという事ですので、町費はいらぬということですね。

○経済課長（上木義一君）

そのようになるかと思いますが、まだ完全にどの事業であるかというのは、完全に詰めていない段階ですので、今後6月議会で、まだ設置条例等を今出す方向で進めていますので、その後またちゃんと詰めていきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

せつかくの施設でございますので、早期にオープンができるよう、努力していただきたいと思っております。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

まず最初に、この補正予算1億5,974万2,000円の減額補正、またさらには、次なる特別会計も全部減額補正、これは私は伊仙町の町政において非常に大事だと、今、牧議員の質問の中でも、事業の遅れとか、いろいろ減額補正の件で答弁がありましたけれども、当初に計画をして、これだけの予算の減額をするということは、行政の怠慢と言いましょか、町長の指導力と言いましょか。私には考えられないような状況が今、伊仙町にあるということだけを、まず申し上げて質疑をいたします。

8ページ。繰越明許費について、先ほどちょっと触れていましたけれども、繰り越しの理由、特産品製造販売プロジェクト事業の繰越明許費ですけれども、私はこの予算等については、当初からいろいろな問題が多く、議会でも質問をし、質疑をしてきた事業でありますので、今後もしっかりとこの事業が、予算の執行がきちんとできるような状況でなくてはならないということですので、この繰越明許費について、繰り越した理由、詳しく説明をお願いいたします。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

先ほど牧議員のほうにも答弁しましたように、設計、積算等を清算した結果、2カ所ほど予算化されていない箇所があったということで、再度積算をした結果、2,080万8,000円が不足しているということで、今回増額補正をしたということです。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

一旦、予算を認めて、奄振事業で事業を進めて、そしてやっている事業にさらにまた一般会計か

ら補正をする。これは、町民への裏切り行為ですよ。なぜ、そういうミスがあったから補正するのか。これを先ほど言いましたかんかんファームと言いましたけれども、かんかんファームになぜ自己負担させないのか。それに関連して、去年、三重県のもくもくファームを研修に行きました。

そのときに、伊仙町が負担をする起債については9,700、1億近くですけれども、起債については、自腹で寄附をしてもいいですよという話もありました。そのことを、私は一般質問でも、その寄附行為をどう受けますかということを町長に再度確認してくださいということを言いましたけれども、町長はそのことを確認したのかどうか伺います。

#### ○町長（大久保明君）

この事業に関しましては、この議会とのいろんな意思疎通等が十分でない中で、土地の問題等で混乱がおきました。そういった中で、この事業をがんかんファームと一緒に事業ですけれども、この今後の2期工事に関しましては、これは奄振の継続事業ではなくて、6次産業化事業という形を取り込んで、がんかんファームともくもくが出資してやるということになっていきますので、その足りない分は、もくもくが寄附金という話は、これは奄振で継続事業をしていくという段階での協議だと思っておりますので、今回そのことは一旦保留として、今後、今、上木課長が話したような形で新しい事業で、民間が出資してやっていくという事業になっていくことになると思いますので、その話は恐らく前提が変わりましたので、その後の具体的な交渉はしていないと、私は認識しております。

#### ○議長（琉 理人君）

美島議員、補正予算内での質疑にとどめてください。前回の、もくもくとの話で寄附をする、しないの件は、また一般質問等で。

#### ○14番（美島盛秀君）

それはそれでいいでしょう。6次産業化で向かって、今後取り組むということですがけれども、その6次産業化には、町の一般財源等、あるいは起債等はないわけですか。

#### ○経済課長（上木義一君）

先ほども答弁しましたように、今の段階では、かんかんファームともくもくとで6次産業化の事業で、申請するということですので、今の段階では町持ち出しはないものと考えておりますけど、あとちゃんとそういったのは詰めながら、また進めていきたいと、確定したら、議会でまた報告したいと考えております。

#### ○14番（美島盛秀君）

次に、9ページの歳入で款9の地方交付税、それから14の県支出金の2,284万1,000円と2,274万1,000円、大きな額の減額ですけれども、この理由の説明をお願いします。

#### ○総務課長補佐（田島輝久君）

地方交付税に関しては、歳出のほうが減額になっておりますので、実際はこれ以上、歳入は入っておりません。調整のために減額させていただいております。

県支出金に関しては、そのうちの重点分野創造事業補助金に関して、実績に伴った減額となっております。

**○14番（美島盛秀君）**

こういう大切な地方交付税あるいは県支出金、自然に入ってくるお金をうまく利用、活用しきれないというのは、職員の怠慢もあると、私は思います。もったいないとしか思わないですか。

そこで、歳出での減ということですが、それぞれの事業をうまく進めていない。

こういう大切な予算を返納するという事は、県や国は使いなさいと言っているわけだから。

こういうような予算をうまく活用して、自主財源の少ない伊仙町でありますので、こうやるのが町長の指導力、関係するんじゃないですか。町長は、この点に関してどう思いますか。

**○町長（大久保明君）**

国民の、町民の税金をいかに有効に無駄なく活用していくということは、おっしゃるとおり財源不足だと思います。今回は、今、田島補佐が話したような形での減額ということでございますので、こういうことのような処理の仕方が今後ないようにしていかなければなりませんけれども、国の税金でいろんな事業をしたときに、無駄なく事業すると同時に、より大事なことは、その事業をいかに継続して、効果のある事業にするかというところが、本当はもっと重要でありますので、そのことも含めて、今後、職員との議論を深めていくような体制を進めていきたいと思っております。

**○14番（美島盛秀君）**

ぜひ、こういう自主財源の少ない我が町でありますので、こういう大切な予算等を有効に、今後活用できるように最善の努力をしていただきたいと思います。

次に、12ページ。歳入で固定資産税の滞納がありますけれども、この固定資産税の内容について、詳しく説明をお願いします。

**○税務課長（柁山正二君）**

固定資産税に関しましては、予算計上した分に関しまして、収入が少なかったということで、この減額になっております。

以上です。

**○14番（美島盛秀君）**

私が言っているのは、説明でいいですけども、滞納の理由はどうなっていますか。

**○税務課長（柁山正二君）**

滞納の理由というのは、要するに、現年度分を取れなかった分が累積して上がっている分であります。

**○14番（美島盛秀君）**

前年度分と今年度、25年度分の累積で386万4,000円ということですか。

**○税務課長（柁山正二君）**

滞納全般ということですが、25年度分は、まだ現年度分という形になっておりますので、それ以

前の分ということでありませう。

○14番（美島盛秀君）

13ページ、地方税交付税は聞きましたのでいいです。

14ページ、分担金及び負担金の農林水産業費分担金の滞納繰越分、この内容について、どのような滞納なのか説明をお願いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

分担金の滞納の内容につきましてですが、土地改良の分担金につきまして、平成25年度工事した分につきましては、3月の末までに完成して、5月の末までに徴収をするということでありませう。この6月1日以降は、滞納繰り越しとなっているわけでありませう。大体、現年度につきましては、3割から5割程度ですか。徴収しているわけでありませうが、翌年、サトウキビ等の収入があつてから分納していくような形になっておりますので、こういう形で滞納が出ているわけでありませう。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

土地改良の個人分担金だと思いますけれども、やはりこの3年連続の不作などもあつて、納税の負担金を納めるのを厳しい現状だとは思いますが、ぜひ今後努力をしていただきたいと思ひます。

次に、15ページ。目4の商工費使用料の観光施設使用料、これはドーム闘牛場と思ひますが、306万2,000円の内訳、わかつていましたら、どのような予算、どのような収入があつて、これだけの予算ができたのか、説明をお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

この商工費使用料に関しては、なくさみ館の使用料が全部です。なくさみ館の使用料のほうが多かったということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○14番（美島盛秀君）

その内訳ですけれども、例えば、商工会の負担金、あるいは闘牛大会の収入、あるいは看板の利用料、いろいろあると思ひますが、その内訳がわかつていましたら、資料で提出をお願いしたいと思ひます。

次に、16ページ。土木費国庫補助金。

○議長（琉 理人君）

14番、美島議員、先ほどの質疑に対するの答弁はよろしいですか。

先ほどの資料提出について、資料は提出できますか。

○企画課長（池田俊博君）

今日中には、ちょっとできないと思ひますが、また6月議会のときに提出できるようにします。

○14番（美島盛秀君）

17ページの県補助金に関連して、まず23ページにも関係するかとと思ひますが、県支出金の

総務費の企画費補助金、重点分野雇用創造事業補助金、それから緊急雇用対策事業補助金、この補助金については、23ページのひとり暮らし老人の見守り活動支援事業ということと、それから地域グリーンニューディール基金事業だと思えますけれども、この金額を返納した理由を説明してください。

#### ○企画課長（池田俊博君）

これは、各事業そのもので、予算の執行ができなかったという関係上、予算を当初で計上はしてあったのですが、それを執行しきれず、その部分は返納という形になりました。

#### ○14番（美島盛秀君）

私は、これも先ほど言ったように、重要な大切な補助金、交付金、その事業が町ができなかったというのは、私はやはり職員の怠慢もあると、努力が足りないということにもつながると思えますけれども、例えば、この見守り活動支援事業、これは今ひとり暮らしで困っている老人がいっぱいいます。こういうようなことに、これは看護師の賃金だというふうに載っていますけれども、やはりこうではなくて、見守り隊だから、老人宅を回って、お年寄りのところに行くと、役場の人たちは回ってきて、老人の方と話もしないと、老人の人からそういう意見等もあるわけなんです。

だから、こういうせつかく事業があるのですから、そういう事業を活用してできないのか、あるいは、その看護師だけにしか使えない予算なのか、お尋ねをいたします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

今23ページの見守り活動支援事業ということですが、私たちはこの保健師、看護師については、特に人材不足ということは否めませんで、ハローワークを通じて職員募集をするんですけれども、日勤関係では来ないということで、完全な、この方たちの人材不足であります。

今後やっぱりこういった見守りをするためには、専門職の職員を採用する以外にないのかなということで考えております。この中で、高齢者の見守りについては、包括支援センターが主になって、民生委員さんと地域で見守りをされている地域アドバイザーという女性連を通じて、見守り活動を行っております。

ただ、漏れもあるかもわかりませんが、包括としては3名、4名体制で常時、見守りしている状況ではありますけれども、完全な100%回っているとは言えませんけれども、この中で国の補助を使った緊急雇用ということで看護師、特に保健師、これは専門職でありますので、この方たちの専門職の意見を聞きながら、ひとり暮らしの看護体制です。どうあるべきか、医療機関に預けるのか。介護施設に預けるのかということも、相談を受ける意味で、この看護師、保健師の賃金を含んだわけでありまして、先ほど申したとおり、マンパワー不足で、雇用を呼びかけても来ないというのが現状であります。

以上です。

#### ○14番（美島盛秀君）

この見守り活動支援事業は、看護師の賃金ということで、他には見守り隊、隊員をお願いをして



賃金で、見守ってもらうとか、そういうことはできないわけですか。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

地域支援業の中で、介護保険の給付費の3%を使った地域支援事業の中で、伊仙町包括支援センターの職員、今現在4名いるわけなんですけれども、その中でやはり苦慮しながら、または先ほど言いました民生委員です。それと社会福祉協議会の方たちの協力を得ながら、地域アドバイザーというの活用しながら対応はしております。ただやっぱり、やがて600名近い、介護を受けている方の全て、もしくは漏れている方を回っていかうとするには、やっぱり物理的に、いろんな課題が多く残されております。これを今後どうして社会福祉協議会、もしくは他の婦人団体、地域の見守り隊もありますので、こういったことをどうしてつなげていくかということも、一つの課題になっております。その中で、町で役場職員のまちづくり共同体というのが、またさらに発足をする手はずになっておりますので、そういった方たちを使いながら、地域の見守りについては、活動を展開していきたいと考えております。

#### ○14番（美島盛秀君）

ぜひ、お年寄りのこういう見守り隊です。もうちょっとこの予算を返納したりしないように、活動を活発にしていきたいと思います。

それと、31ページの地域グリーンニューディール、これに関連してなんですけれども、クリーン作戦をやっているわけなんですけれども、このクリーン作戦にニューディール事業の予算は使えないのかどうか。これは海岸ということなんですけれども、先般、クリーン作戦を行いましたら、空き缶のポイ捨てが、また最近、異常に多くなっているように思います。そういうような空き缶の処理等も袋とか、いろんな経費もかかりますし、わずかな経費なんですけれども、そういうような事業のあり方、予算の使い道、そういうことについてももうちょっと行政としても考える必要があるんじゃないかなと思いますけれども、このニューディール事業で、これだけの予算が215万ですか。返納しているんですけれども、この理由について説明をお願いいたします。

#### ○環境課長（美延治郷君）

昨年度の事業実績で、私が聞いているのでは、人件費として使っていたんですけれども、1カ月前に、どうしても事業をやめたいという方がやめたというのが1つ。

あと、実を言いますと、県のほうからお願いされたのが1点ありまして、県としては、緊急雇用とかそういったお金が、全部県に割り振りされたときに、市町村に割り振りをします。

県としても100%使い切らないであろうということで、あらかじめの大約の予算をつくります。

その中で、伊仙町の枠はこんだけなんですということで、伊仙町のほうに割り振りがきます。

最終的には、年度末になってから、どうしても全体的に予算が足りなくなってきたので、無理して使わずに、少しでも返納してほしいということで、県の担当のほうから依頼がありまして、1人やめたことによって、1カ月間でしたので、探さずに、そのまま予算をできるだけ使わずにというか、県のお願いでしたので、そのような手続をしたというところです。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、こういうせつかく雇用できる事業ですので、仕事もない、あるいは収入も少ないというような伊仙町の町民の現状を憂えた場合に、少しでもこういう予算を活用して、町民のために努力をしていただきたいと、今後当初から、こういう予算が決まれば、最初から計画を立てて、きちんとやっていただきたいと思います。

32ページの保健衛生費の目7自殺対策緊急強化事業費というのがありますけれども、つい最近もこういう事故があったということを知りましたけれども、この内容について、どのような事業なのか。どういうことをしているのか伺います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

7目の自殺対策緊急強化事業ということでもありますけれども、この事業については、数年前から日本全国で3万人近い自殺者が多いということで、これに対する緊急的なものでありまして、結局は、その地域を回っている中でうつ病とか、その他の生活習慣病に陥った方、それと介護予防のかかっている方が特に危機的な面に、結局は遭遇しているのではないかとということで、保健センターのほうで、こういった情報を知る中で、生活習慣病に陥らないための、またそういった予想できないことに対応を、その症状が出て、そういった対応が間に合わない方を、特に抽出して、その人たちの精神的なフォローをしていくための事業であります。功を奏して、自殺対策の、要するに、うつにつながって、その後のフォローをどうするか。こういった相談支援事業があるかということで、ここに相談事業が載っております。保健師が出向いて、そこの家族と話し合う中で、解決を見出すということで、相談があったものに対しては、相対して保健師が対応しているという状況です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、最近、うつ病とか、あるいは認知症というのが関連するかわかりませんが、いろんな女性の更年期障害とか、いろんなことが考えられますので、ぜひこういうことも地域に密着した活動をしていただきたいと思います。

次に、33ページ。先ほども説明があったと思いますが、6の糖業振興費と9の園芸振興費について、糖業振興費のサトウキビ夏植え機械植えつけ委託料貸付金というのが、額面的に多いわけなんですけれども、なぜこれが減額になったのか、理由を説明をお願いします。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

サトウキビ夏植え機械植えつけ委託料の948万9,000円の減額についてですけれども、当初、サトウキビ農家等が非常に高齢化ということで、キビは植えつけはしたんだけど、自分ではなかなか植えつけができないということで、当初、経済課のほうと南西糖業の担当員のほうで、東部、中部、西部ということで、大体の概算面積をした中で、東部、中部、西部で約100haを想定して、予算化したわけですが、実際の申し込みとしては3件ということで、5.1haということで、非常に今は申し込みが少なかったということで、金額としては51万1,000円ですけれども、そういうことで

減額したということでありませう。

○14番（美島盛秀君）

1,000万の予算を計上しながら、この事業が行われなかった。少なかつたということなんですけれど、今非常に農家は困っております。夏植えを植えつけだけじゃなくて、例えば、コストが非常に高いです。今、農業経営には、農薬関係も相当値上がりしているし、畜産については飼料等あるいは機械トラクターを使っても、燃料が高騰して、ガソリン税には10円の離島割引がありますけれども、トラクターなどの軽油にはないんです。だから、そういうようなこと等にやはり真剣に取り組んで、農家等の声を聞いてやっていけば、私はこれも、もうちょっと利用する人もおったんじゃないかな、あるいは執行部の説明不足等、あるいは職員の、私はいつも言うんですけど、農家に出向いて話をしなさいよと、農家の声を聞きなさいよと言うんですけども、そういう努力もあってほしいと思うんですけども、そういう努力をしたのかどうか。この資金活用のために。

お願いいたします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

サトウキビ部会等でも、各南西糖業のほうに担当員の方が東部、中部、西部とありついていますけれども、随時、植えつけシーズン、今回は2週間ほどですか。春植えのときも時間をとって、推進していたわけですが、そういう中でも申し込みの方が少なかつたということで、こういう結果になっていますけど、今後この6月議会終了後、末から7月上旬にかけて、農談会を実施しながら、ちゃんと農家のほうが美島議員がおっしゃったように、今の段階、各農政割り振りをしながら、事業を今、推進しているわけですが、今後は、ちゃんと農談会の中でも理解ができるような説明を、そういった各種議会等もろもろありますけど、ちゃんと理解をさせながら、そうしてこの申請の内容を説明し、理解をさせながら申請をしていくと、そうした中で、ちゃんと農業経営が再認識させながら、そして各農家が利益が出るような農業運営を推進していきたいと考えております。

また、3月ですか。全員協議会でもお話ししましたように、ある程度農業振興計画の骨格のほうは今でき上がっていますので、経済常任のほうから3名です。一緒に、我々経済課、そして農家代表とか、その方々と第1回目の話し合いをしながら、ちゃんと推進した。そして、ちゃんとできるものからした形で今つくり上げていくという形で進めています。12月までにはちゃんとできるように今やっていますので。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

各1,000万予算を計上して、これは貸付でありますけど、貸付じゃなくて、例えば、前にも言いましたけれども、65歳以上の高齢化に応援隊を出すとか、あるいは耕運機の燃料の補助をしてあげるとか、こういうような目的に、きちんとした目的を上げて、補助金として出せないのかどうか、町長に伺います。

#### ○町長（大久保明君）

上木課長のほうから、いろんな農家の方から申請がないことの1つには、例えば、農業機械などの条件緩和など、今町村会のほうでも議論をしてきております。500ha以上、いろんな実績がなければできないというのは、非常に厳しい条件でありますので、そういうことを緩和していくことを要望していくということと、先ほど美島議員が話したように、今、課長のほうから農談会で説明をしていくということです。けれども、さらに私自身も農家の方々の意見を聞く機会を農談会ではなくて、集落ではまちづくり座談会等でも実際に来られる方の中に、農家の方々、一生懸命やっている方とか、若い農業を志していく方々が少ないようですので、以前、農業青年の方々との意見交換会を年に、一、二回はしていたんですけど、そういうことをまた復活しながらやって、現場の声をさらに聞いていくということが、私自身も戒めとして、これからはさらに取り組んでいきたいと思っております。

先ほどから予算の減額に関しましては、今回議員がおっしゃるように、こういうことはあってはならないように、例えば、今、各課長の答弁を聞きながら、県の指導があったということなども、やはり我々もなぜ県がそのような理不尽な指導をしてきたのかなども検証しながら、また先ほど話した条件緩和などをしていくということと同時に、県からさらに信頼されるような行政と町民の補助金に関するモラルの確立が、今後伊仙町においては必要ではないかと思っております。

農家を回ってみますと、本当に20年間のトラクターをいつも磨いているという方に、一度お会いしたことがありますけど、そこまで全農家の方々が几帳面にやっていくことは難しいかもしれませんが、現実に大事に機械を使って、補助事業を活用している方々もいらっしゃいますので、そのような方向にいくような町民と農家、そして我々の意識の底上げということが、今後とも必要ではないかと思っております。そういうことがなければ、あらゆる補助事業、いろんな新しい品目等に挑戦をしても、実際にはそれが絡まりに終わることがあるわけですので、例えば、長命草にしても、コーヒーにしても、台風等の問題、販売ルートなどの問題も、絶対に台風等があっても、あきらめることなくやっていくということが農業生産額の向上につながっていきますので、議会とさらに深い建設的な議論ができるように、執行部も努力をしていきたいと思っております。

#### ○14番（美島盛秀君）

このサトウキビ植えつけ対策貸付、この事業は、町単じゃないですか。

一般財源で1,087万2,000円組んでいるんですよ。県のそういういろんな理不尽だとか、そういうのは関係ないです。だから、町長、町単でこれだけの予算を減額しているから、これをそういう補助事業に出せないかと、私は聞きたかったんですけども、もう一遍お願いします。

#### ○議長（琉 理人君）

時間がきましたので、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

---

再開 午後 1時00分

○議長（琉理人君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（樺山 誠君）

25年度において、サトウキビ夏植え機械植えつけ委託貸付金ということで、1,000万円予算措置をしたわけでございますけれども、先ほど経済課長からの答弁にもありましたように、3名、55.1ha、51万円の支出であったということでございまして、これに関しましては、当初から目的がサトウキビ植えつけ、機械植えつけの委託費の貸付ということで、議会の承認を得ながら、使っていく分でございますから、途中で燃料費、その辺に使用するのは不相当だということで、今回やったわけでございますけれども、我々、美島議員から指摘がありましたように、農家の困っているものに関して、どう予算措置していくかというものに関して、農家の意見を聞きながら、財政状況も鑑みて、これから決定してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ農業所得を上げる意味からも、あるいは農家を援助していくという意味からも6月議会あるいは9月議会で、この分を補正していただきたいとお願いをいたしておきます。

できるのか。できないのか。

○総務課長（樺山 誠君）

6月議会の補正関係予算自体が5月23日に締め切りまして、今、精査をしている状況でございますけれども、その中で再度、来週に各補正予算から上がってきている分に関して、予算編案原稿を予定しておりますけど、その中でしっかり議論してまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

今の件は、よろしく申し上げます。

続いて、34ページ。農業費の目15特産品製造販売プロジェクト事業、先ほどもちょっとありまして、牧議員からもありましたけど、この工事請負費の1,810万円、この件について、どのような工事なのか。

また、先ほど設計ミスがあったという、積算の間違いがあったということだったんですけど、なぜこのような初歩的ミスが、これだけ3億の事業にあったのか。その説明をお願いします。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

設計ミスではなくて、設計に計上されていなかったということです。ミスではないです。

設計ミスではなくて、当初予算の中に工事発注していなかった中には含まれていなかったということです。1,810万円です。その内訳として、4月8日に指名委員会を実施し、4月21日に入札、工期として4月22日から5月30日今日まで実施して、内訳としては、本体の中の配管、それと冷却攪拌機、水道工事、これは1工区、2工区に分割して発注しております。1工区のほうが440m、

給水管としては倍として、断面30ミリを実施しています。2工区として340mを発注して、ほぼ今日で工事のほうは終わった段階で、今、水圧検査をして一応終わる予定で今、進めています。

あと、舗装のほうが若干、断面のほうが狭くて、検圧が難しいということですので、延長20日間、6月20日まで工期延期をして、自然転圧をしながら、舗装が沈下しないように今、進めているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この工事費が、予算に計上されていなかったということみたいなんですけど、4,700万円一般財源から予算計上している。この4,800万、これはこの工事における補助申請事業はできなかったのかどうか伺います。

○経済課長（上木義一君）

質問にお答えします。

水道のほうは補助事業で対象外ということなんですけど、この配管のほうはできたと思います。

○14番（美島盛秀君）

せっかく補助事業の対象でありながら、こういうような申請をしないで、一般財源を食い込むと、やはりこれは冒頭申し上げましたように、予算執行上の、当初からの計画の私は執行部の怠慢だと、真剣味がない。もうちょっと町民のことを考えて、しっかりやってくれないと、今町民は本当に嘆いています。そういうことを念頭において、これからも事業執行はやっていただきたいわけでありましてけれども、そこで、先ほども言いましたけど、この工事代金等々、なぜ一般財源で出さなければならなかったのか。これは、この会社にさせればよかつたんじゃないですか。

○町長（大久保明君）

今、課長が話した中で水道事業は、470mは町単独ですということ、そのことに関して、これはかんかんファームができたんじゃないかという質問ですけれども、かんかんファームが受託とその辺が最終的には決定していないという現実、そして、これをもくもくファームに、今後の2期の次の段階の工事は、先ほど申し上げたような形で6次産業化事業でいくということですから、それを水道工事を町が単独でしたほうが、流れとしてはスムーズにいくような形がしていますので、その辺、交渉はしていないわけですから、今、美島議員が言ったことは、振り返って考えてみて、そういう交渉をすることができた可能性はあると思います。しかしもう、このことは今さらさかのぼってお願いをすることはできないわけですので、今後このような状況が起こった場合は、しっかりと交渉をしていくことが町の一般財源持ち出しをなくすという意味では重要だと思います。

また、今いろんな企業誘致をする場合には、全ての企業が企業の資金で全てをやるということ、またある意味で現実的には難しいわけですから、町有地の無償貸し付けとか、いろんな周辺環境整備まで町がやらないと企業誘致は難しいという面もあることは確かですので、その辺は交渉をしながら今後とも進めていきたいと思っています。

○14番（美島盛秀君）

私がこのことを言ったかというと、一般の町民が家を建てた。ちょっと距離がある。

本管から水を引くのに距離がある。これはできない。個人の家に行くから、自分で工事費を出しなさいとちゃんと役場は言っている。一般の町民が要望したらできない。自分でやりなさいと言っておきながら、こういう事業がやれば、町が企業誘致のためにやらなければならないとか、それは私は言いわけだと思います。まず、町民を優先してやる。そういうことを何件か、私はあったと思います。

私にもそういう相談もありました。水道がなくて、引きたいけれども、距離があつて、あるいは自分のところに行くから、自分で工事費を出しなさいという話を聞いたことも何件かあります。

こういうことをしっかりやるのが、私は行政だと思います。さかのぼってはできないということでもありますけれども、寄附をしてもいいという、もくもくファームの考えもありましたから、ぜひこれは雑入で寄附でもしていただける努力をしていただきたいことをお願いして終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

○9番（明石秀雄君）

今、話が出ましたので、さっきの今の問題について質問させていただきます。

私はさっきから、最初から聞いているんですけど、もくもくファームとか、かんかんファームとかいう言葉が今の時点で出ていいものか。私は、この事業は伊仙町の単独事業だとぐらい思っている。そして、この工事が、補助事業が完成をした暁に、かんかんファームであったり、もくもくが出てくるべきじゃないのかな。まだ、工事も終わってない。完成もしていないところから、なぜそういう言葉が出てくるのか疑問なんですけど、改めてご質問いたします。この工事は、かんかんとかもくもくファームありきでやっているのですか。

○総務課長（樺山 誠君）

この特産品製造販売プロジェクト事業の成り立ちに関して、それぞれ議会で説明してきたところでございますけれども、当初、徳之島かんかんファームという組織で、この事業をしようという形態から始まったのが事実です。その中で、この奄振の非公共事業を採択するに当たっては、民間の事業主さんには、補助が下ろせないんですという話の中で、結局は伊仙町として公募していきましようという形で、伊仙町が事業主体となって、この事業を進めてきたというのが経緯でございます。その中で、昨年、こういう事業が採択になって、工事が始まりましたので、その中でこういうものができるといふことで、これを指定管理をしていただくところがないかということ、指定管理の募集をいたしまして、その中で徳之島かんかんファームというところが、手を上げてきて、ある程度今、決定にあるということでございますので、かんかんファームとかいう名前が出てきているのですけれども、本来でありますと、水道工事に関しても、全てに関しても、町が事業主体でございますので、町がするということが、もちろん町費を入れてやっていることではございますけれど、

町がするというので、我々も理解しているところでございます。

○9番（明石秀雄君）

そうすると、かんかんもしくはもくもくとの契約が成立しているのですか。

○総務課長（樺山 誠君）

まだ成立はしてございません。ですから、6月に設置条例の中で、その辺をうたっていこうという感じで、今進めているところでございます。

○9番（明石秀雄君）

契約が成立していない。ただ募集をただけでしょう。だったら、そこがこの工事に関して意見を言ったり、金を出したりする必要はないわけです。求める必要もない。ちゃんと完成をした暁に、この状態でそこが管理してくれるのか。運営をしてくれるのかどうか。そこが始まりじゃないでしょうか。そこで、予算について、先ほどもう既に入札もして仕事をやっている、金はないのに工事は始まった。こういう予算計上が、許されるんですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今ご指摘のとおり、我々、明許繰り越しに関しては、少し無理があったかなという考えは持っています。

○9番（明石秀雄君）

無理があったと、それを認めるのであれば、専決もしてあることだし、これ以上追求はしませんけれども、今後やはりこういうものが絶対出てくるわけですので、しっかりと落ち着いて勉強して3月末には、こういう状態にはならないように、本当は僕は違反だと思っているのです。明繰も。

それでは、前のほうから1つずつさせていただきたいのですが、先ほどからもずっと出ているのですが、1ページの表の1億5,974万2,000円の減額をしているということは、非常に先ほどから言われているとおりであります。それが、本当に節約をして、この金額であれば最高に褒めてあげたいと思います。しかし、中身を見ると、仕事のほうで滞りがあったり、いろいろトラブルが、私には見てとれるんです。毎回、議会のあるごとに、私は大きい数字だけ上げておかしいと言ってきたわけですが、いまだかつて守られていない。

そこで、今後の課題として一つ一つ指摘をしていきます。

14ページのところ。先ほどからいろいろと出ているので、重複するところもあるかもわかりませんので、そのところはご了承いただきたいと思います。

11分担金のところ。431万3,000円、分担金が減額されております。なぜ減額をしているのか。簡単に結構です。

○耕地課長（穂 浩一君）

お答えします。

この現年度の分担金につきましては、25年度の畑総事業をした面積が確定したもので、当初の計画より若干、畑総の面積が減ったところから、畑総事業の分担金もあわせて減ったところでありま



す。

○9番（明石秀雄君）

面積減に伴う減であれば、しょうがないかなと思ったりしております。

それともう1つ、同じ分担金11ページのところなんですが、保育所の設置費の負担金があります。これは、もっと早くに清算ができなかったのかなと、普通、負担金分担金は前もって、毎月清算がされていると思うのですが、わかればお答えいただきたい。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

この分担金の件なんですけど、ちょっと今手元に資料がありませんので、後からまた資料をあげたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○9番（明石秀雄君）

16ページ。4の土木国庫補助金、770万円の効果促進事業交付金が減っていますが、その理由を。

○建設課長（中熊俊也君）

お答えします。

これは、補助金額の減額によるものであります。

○9番（明石秀雄君）

県負担金、国庫が減れば県も一緒だよな。

そしたら、32ページ。保健センター運営費の中のところですが、産科医等確保支援報償費とありますが、その減額と乳幼児健診委託料、不妊治療費支援事業、そこをまとめて、簡単でわかるだけをお願いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

まず産科医の確保支援事業については、昨年の10月以降、産科医が不在という状況に落ち込まれることが予想されまして、9月の中で産科医に報償を、結局は上乘せして支払うということでありましたけれども、市立病院とか支援ができて、結局は産科医は1人、一応常駐ということになりましたので、その分についての報償費を削減したわけでありまして、当初2名の予定でしておりました。

乳幼児医療と不妊治療については、これは実績ですけど、例えば不妊治療支援ということで、カウントされている方もいらっしゃるんですけど、これを結局は使わずに、事業として流れた経緯がございます。これは25年度において、県からの助成金があったということもありまして、これの実績に伴って、結局この事業を使う人がいなかったということでありました。見込みとしてはありましたけれども、なかなかそういったところまでいかなかったということでありました。

乳幼児についても、当初見込みと比較して、理由はわかりませんが、対前年度比からは少し減になっている状況がありました。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

34ページの青年就農給付金事業ですが、これは人数が少なかった。これについては、26年度、それとその下の農地集積協力交付金事業、これは全然仕事をやっていないような気がしますので、来年度、26年度これは継続して事業としてやるのか、やらないのか、お伺いします。

○経済課長（上木義一君）

明石議員の質問にお答えいたします。

両方とも26年度に向けて、また集落説明会等を計画をしながら、ちゃんと農業申告とか決算、そして周期時期、そして人・農地プランとかそういうのをちゃんとした説明の中で、若い青年の方々の一人で多く就農させるように説明していきたい。今進めているところです。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

26年度も引き続きやっていくということではありますが、ぜひ我々、この徳之島と申しましょうか。伊仙町の農地というものは、1筆当たりの面積というのが非常に小さくて大変だと思いますが、農地集積をすることによって、大型機械等が使えるんじゃないかと思ったりしています。

ぜひこれは、強力に進めて行ってほしいと、まず要望をしておきます。

それと、その下の5の農林水産業費の中の委託料、13の漏水調査委託料というのがあるのですが、これは執行前はどれぐらいをみていたのか。

○耕地課長（穂 浩一君）

この漏水調査委託費なんですけど、これは木之香地区の暫定畑かんのところで、漏水があったわけですが、その漏水地点が島内業者ではわからなかったものですから、島外からそういう専門の業者を呼んでするに当たりまして、これは事業が木之香地区はもう事業が終わっていたものですから、町のほうで調べるといって進めていたのですが、全額県のほうから出していただけることになって、この金額については、県の徳之島事務所の農村整備課のほうに負担したところがあります。

それで町で、これは途中で補正をしたのですが、これを使わないで今回最終専決としたところがあります。県がこの分を払っていただけるようになったということで、115万5,000円が減額されたということになります。

○9番（明石秀雄君）

この漏水というのは、阿権のほうは、まだ新しかったですよ。やって漏水を引っ張って、これが漏水というのは、施行者の工事が悪かったのか。もしくは、他の何かの要因で水が漏れるとか、だったのかわかりましたら、お答えください。

○耕地課長（穂 浩一君）

詳細な年度は調べないとわからないんですけども、割と年数がたっております。

木之香地区の暫定畑かんにつきましてはです。それで、やっぱり老朽化等があったものかと考えております。

○9番（明石秀雄君）

わかりました。それでは、37ページです。

4の地域活力基盤創造交付金事業ですが、これらの用地購入、工事請負費が増額されているのですが、これは事業が完了したのはいつですか。

○建設課長（中熊俊也君）

完了しておりませんので、繰り越しということになっています。

○9番（明石秀雄君）

これは繰り越しだったの。わかりました。

その下、効果促進事業の、これは恐らく終わっているな。完了月日がわかれば教えてください。

○建設課長（中熊俊也君）

3月議会で1,800万の繰り越しをしています。

繰越手続は前もってするんですけど、工事自体は終わっています。

今、資料を持っていないので月日は確認しないとわからないんですけど、後ほどまた報告したいと思います。

○9番（明石秀雄君）

住宅費のところでは38です。裁判手数料が減額されております。それとその下の、明け渡し訴訟弁護士委託料と減額されているのですが、裁判手数料は裁判がなかったからというのはわかる。

その裁判もなかったし、原本資料もいらなかったから落としたというのはわかるのですが、であるならば、今年25年度の徴収率、住宅の徴収率がどのような状態なのか。大体で結構です。

何パーセントぐらい上がっているのか。

○建設課長（中熊俊也君）

今の徴収率の問題ですけれども、現年度分は95.4%までいっています。あと、滞納分の徴収率が伸びなくて、3.87%ということで、先ほど弁護士費用の件でありましたけれども、今回は、顧問弁護士を通じまして、2名の方を法的手続をとろうということで進めていたのですが、まず1番目といたしまして、町長名で文書を出すんですけど、町長名で文書を出した時点で、二人とも、そのお二方が相談に来て、2万5,000円の方は2カ月分ずつ払いますからということで、あと1万ちょっとの方は3カ月分ずつ払いますからということで相談されたんですけど、総務課長やら相談しましたら、今回はそれで信じますけれども、1回でもまた滞納が出たら、今度は弁護士を通じて法的手続をとりますよということで、1回でも遅れたらということで、その辺は了解をもらっています。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

徴収率が上がれば、弁護士も使う必要がない。裁判もする必要がないわけで、できるだけ滞納のものが3%台というのは、どうしてもいただけないのです。それこそ、裁判するか、または弁護士を使う。どちらでも、できるものは使ってでもやっていかないと、最初は、最後になってまたほうけそうでしょ。そういうことになりますので、十分に今後気をつけて、使えるものは使いながら、

頑張っていたきたいと思います。

それとその下の住宅建設費のところなんですが、設計委託料が約19万1,000円、下の調査委託料が50万、これはいつ事業をして、いつ終わったのか。教えてください。

**○建設課長（中熊俊也君）**

これは、資料を持ちあわせていないのですが、後ほど連絡しますけれども、よろしくお願ひします。

**○9番（明石秀雄君）**

一応、簡単に聞いてみたんですが、ちょっと手をつければ全て解決ができる。

もっと早く清算をしてやっておけば、1億5,000万とかいう数字はなくなるんですよ。

ずっとこの4年間、私は言ってきました。事業が終わったらすぐ清算しましょう。そうしておけば1億5,000万、もしかすると補助9割とかが出てくれば10億ぐらいの仕事ができる。

もっと町民のためになれるわけです。

必ずしも減額をするんじゃない。少ない金額で最大の効果を出してやれば、節約してください。

そして減額してください。皆さんが一人一人が少しずつ気をつけていけば、もっと有効に予算が使えるんです。今後もう少し努力をしてくださいとお願いをしておきます。そして、まず予算執行と、終わりに言った十分に気をつけて頑張っていたきたいと思います。

そして最後です。最後1点だけ、利子、44ページ。公債費の一番下の利息で、これは普通利息で243万、一時借りで約99万4,000円、利息があるのですが、先ほど言ったこういったもの、早く清算をして早くしておけば、一時借りをしなくても済むような金額です。1億何千万というのは、資金繰りに対しても非常に楽になります。

そこで、もう再度お願いです。工事それぞれの事業が終わったときには清算をして、事業実績報告をして、余ったものはすぐ清算をして、次の事業に使えるようにしていただくように努めてお願いをしておきます。

これで終わります。

**○議長（琉 理人君）**

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（琉 理人君）**

質疑なしと認めます。

これから、承認第4号について討論を行います。

**○14番（美島盛秀君）**

平成25年度一般会計補正予算（第8号）の承認について、反対討論をいたします。

今、何人かの議員からいろいろ指摘がありました。冒頭、私も1億5,900万という、これだけの減額補正というのは、例のないことだということをお指摘をいたしました。こういうようなことが私

たち伊仙町、いわゆる行政怠慢であり、あるいは私たち議会のチェック機能の果たす役割が足りなかったと、議員として反省もいたしております。政治家は、結果責任であります。

また、私たちは町民に対する説明責任があります。どうこういうことを町民に説明すればいいか、本当に町民に対して申しわけない気がいたします。来年、これが最終補正でありますので、これだけの1年間の行政の失態といいたしましょうか、こういうような予算を認めるわけにはまいりません。

よって、反対討論といたします。

○議長（琉 理人君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。

したがって、承認第4号、伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第5号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処

分については、承認することに決定しました。

これから、承認第6号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、承認することに決定しました。

これから、承認第7号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決

処分については、承認することに決定しました。

これから、承認第8号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

予算書の5ページ、歳入、目の使用料、節の金額で1,150万3,000円の減額、先ほどの説明で、25年度から料金を値上げするというので、家族会員が増えて、その分25年度に影響がある。

これは、25年度に料金の値上げ、そういうことが起きたと思いますが、まとめて1年分払うと、1割割引という制度だと思えますけど、そこで1,150万3,000円、これだけの減額で運営に影響、支障はなかったかどうか伺います。

○ほーらい館長（仲 武美君）

運営については、影響はございません。また、この1,000万余りですが、これについては、24年度の歳入のほうに入っているかと思えます。

○14番（美島盛秀君）

24年度で歳入で入って、いわゆる25年度では、その1,100万が入らなくて、運営に支障はなかったということでもありますけれども、今後この運営上、予算を、コストを下げる。

あるいは、町の財政事情を鑑みたときに、民間委託をするということでも6月でしたか、募集を、指定管理者制度候補を募るということですのでけれども、その時期、流れについて伺います。

○ほーらい館長（仲 武美君）

平成26年4月1日から5月31日まで公募をいたしております。また、その中で申請書を取りに来た業者さんは4業者です。また、明日までが公募期間となりますが、1社の業者様が申請書を提出されております。

この申請書は提出され、6月、7月、8月と審査委員会を立ち上げまして、9月の議会には、議案の上程なり、報告なりをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

厳しい伊仙町の財政状況でありますので、ぜひこの1,100万は影響はないと言いますが、これから会員が増えて、そして増やすためにも、民間指定管理をして、町の財源の縮減に努力をするようにお願いしております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第8号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、承認することに決定しました。

これから、承認第9号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

簡易水道について、河地浄水場を昨年度工事したと思いますが、これに水を引き込むのはいつごろを予定しているのか。一般質問でも、五、六月ごろという答弁がありましたが、いまだにその音沙汰がないものですから、早急にする必要があると思いますが、いつごろになりますか。

○水道課長（益 一男君）

ただいまの質問に対しまして、お答えをいたします。

現在、河地浄水場を復旧作業におきまして、進捗率と申しますか、90%ぐらいはもうできております。給水はいつかということではありますが、今、全般的には工事は終わっておりますが、水質検査等、水質専門に水を送って、検査を行い、今最終点検をして水質検査の結果が1週間ないし2週間かかるそうですので、6月議会までには、あと2週間、10日ほどでは給水に運べるかと思っております。復活をすれば、西部地区の水替え使用、あるいは水質問題についても幾分解消できる見込みがありますので、なお一層努力して、より早めの給水できますように努めてまいります。

よろしく願いをいたします。

○3番（牧 徳久君）

今おっしゃるように、6月議会までに報告ということではありますが、住民にとっては、いろいろポットの故障とかトイレの故障、石灰詰まり、こういったことで非常に支出を余儀なくされているわけですので、今おっしゃったように早い段階で杉原郷の水の導入をお願いして終わりたいと思います。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）



質疑なしと認めます。

これから、承認第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第9号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、承認することに決定しました。

これから、承認第10号、平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第10号について採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分については、承認することに決定しました。

△ 日程第13 議案第24号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第25号 伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

## △ 日程第15 議案第26号 伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

### ○議長（琉 理人君）

日程第13 議案第24号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第25号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第26号、伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

### ○町長（大久保明君）

議案第24号は、伊仙町議会議長報酬及び費用弁償等に関する条例を改正いたしたく提案しております。議案第25号は、副町長の給与、伊仙町町長等の給与等に関する条例に基づき、改正いたしたく提案してあります。議案第26号は、伊仙町教育長の給与等に関する条例に基づき、改正いたしたく提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### ○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

### ○総務課長（樺山 誠君）

議案第24号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

1の1ページ、新旧対照表をお開きください。

議会議長の報酬、改正前、月額「27万円」を1万4,000円増額し「28万4,000円」とするものであります。なお、報酬額の決定については、平成26年5月23日に伊仙町特別職報酬審議会を開催し、意見を求めた上での報酬額の決定でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議案第25号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

議案の次の新旧対照表のページをお開きください。

副町長の給与、改正前、月額「46万5,000円」に4万2,000円増額し「50万7,000円」とするものであります。なお、給与額の決定については、先ほども述べましたように、伊仙町特別職報酬審議会を開催しまして、それぞれの委員の意見を求めた上での結果でございます。

議案第26号、伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

教育長の給与、改正前、月額「43万9,000円」に4万2,000円増額して「48万1,000円」とするものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから議案第24号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

職員さえも控えているわけであります。こうして、考えた場合に、今後、来年、再来年あたりには、6億余りのダムの償還、こういったことを考えたら、反対ではないんですけど、財政的には大丈夫なものなのでしょうか。お伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

財政状況も鑑みて、こういう額に、報酬審議委員会の皆さんのご意見を反映させているということでございます。あと、今現在、伊仙町の議会議長、あとは副町長、教育長に関しての報酬が郡島内で一番低いという状況と、副町長、教育長あたりの給与に関しては、職員よりもトータルの給与が低いというような状況も生まれてきておりますので、一番高い職員の額と比べたら、そういう状況も出てきていますので、それでの調整という形でございます。

○3番（牧 徳久君）

高い、低いの問題じゃなくて、私が今おっしゃっているのは、ダムの償還金とか、すごい6億のお金を調達しなければならないということがありますので、財政的に大丈夫かということでありまして、大丈夫であれば結構です。

以上です。

○総務課長（樺山 誠君）

財政的に大丈夫でございませけれども、やはりしっかりとした財政運営をしていかない限りは、伊仙町の財政は非常に厳しい状況でございませるので、今議会でも議会の議員さん方から要望が、いろいろ出てございませけれども、それに関しましても、財源をしっかりと見た上で、決定をしてみたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

質疑はございませんか。

○9番（明石秀雄君）

報酬審議会の審議も大事ですが、やはり財政としっかりと検討しながら進めていただきたいと思っております。そこで、地方自治法の222条第1項です。「地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」という条項があるのですが、これに抵触はしていないのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

この条例に関しましては、条例を臨時議会で上げまして、その後、6月議会のほうで、ちゃんと予算措置をして、6月議会のほうから上がった金額に関して支出をしていくというつもりでやって

ございます。

○9番（明石秀雄君）

ここで言っているのは、必要な、簡単に言えば、予算と条例とを一緒に出しなさいよということだと、私は解するのですが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

○総務課長（樺山 誠君）

確かに、この222条によりますと、そのように解釈していいと思いますけども、我々、4月から副町長の報酬が入ってございまして、副町長が3月にやめているという状況の中で、予算的には、その予算の組み替えで間に合うような状況だと判断してございます。

次から、やはりこういうことがあるときには、一緒に出していくというような状況も考えなきゃいけないと、いろんな心配の中で、条例は出て、予算も出て、片方が否決になるとか、そういうのも考えて、今回は条例から進めたほうがいいんじゃないかという判断をしたんですけども、これからまたさらなる勉強をしながら進めてまいりたいと思います。

○9番（明石秀雄君）

確かに低いほうで、年間分を計上されているので、心配はないでしょう。でも、やはりこれは、法律ですので、そこで条例、実例を見てみますと、予算上の措置というのが的確に講ぜられる見込みとは、関係予算が議会に提案された、提出されたときをいうと、昭和31年9月28日通知であります。それからずっとこの条例はおかしいと言わざると得ないのですが、もし、これを取り下げることができないのであれば、6月の議会で条例と一緒に出して、予算も整えて出しても遅くはないんじゃないかなと私は思うのですが、所見を伺います。

○議長（琉 理人君）

ここで、しばらく休憩をして審議をします。

休憩 午後 2時10分

---

再開 午後 2時30分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

○総務課長（樺山 誠君）

ただいま議案24号、25号、26号に関しまして、明石議員からの質問で222条の中で「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」という項目がありまして、あと通知等の中でも、予算が伴うということになってございます。これから気をつけてやってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

討論を求めます。

○9番（明石秀雄君）

私は、この問題については、地方自治法の第222条第1項に抵触をしているという考え方において、反対をいたします。なお、今後正しく補正予算と一緒にあって、この議案が提出されることを強く望みます。

以上であります。

○議長（琉 理人君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号について採決します。

この採決は、起立採決とします。

訂正をいたします。これから、議案第24号について、採決します。

この採決は、起立採決にします。

議案第24号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立少数です。

したがって、議案第24号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、否決されました。

これから、議案第25号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第25号について討論を行います。

○9番（明石秀雄君）

反対討論いたします。

地方自治法の第222条第1項に抵触をしているということで、反対討論いたします。

なお、今後の議会において、予算及び条例と一緒に提出されることを望みます。  
終わります。

○議長（琉 理人君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号について採決します。

この採決は、起立採決にいたします。

議案第25号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立少数です。

したがって、議案第25号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、  
否決されました。

これから、議案第26号、伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について質疑  
を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第26号について討論を行います。

○9番（明石秀雄君）

反対討論いたします。

地方自治法の第222条第1項に抵触をしているので、反対討論といたします。

なお、今後の議会において、予算及び条例の提出を強く望みます。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号について採決します。

議案第26号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立少数です。

したがって、議案第26号、伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、否決されました。

△ 日程第16 同意第1号 伊仙町副町長の選任について

○議長（琉 理人君）

日程第16 同意第1号、伊仙町副町長の選任について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

同意第1号は、伊仙町副町長選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

同意第1号、伊仙町副町長の選任について補足説明をいたします。

住所、鹿児島市城西1丁目11番15号、氏名、伊喜功氏、生年月日、昭和28年10月28日生まれ、経歴につきましては、お手元に配付してある資料のとおりであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（琉 理人君）

これから、同意第1号、伊仙町副町長の選任について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、同意第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。

したがって、同意第1号、伊仙町副町長の選任について、同意を求める件については、同意することに決定しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時50分

---

再開 午後 2時53分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回伊仙町議会臨時議会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会 午後 3時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 美 山 保

伊仙町議会議員 永 田 誠